

お客様各位

(株)ぎょうせい出版企画部

「正誤表」

「国土交通省会計実務要覧 令和8年度版」におきまして、次のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。お読み替えいただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

〈国土交通省所管会計事務取扱規則〉

該当箇所	誤	正
109頁中段 14行目	金額が <u>百万円</u> を超えない契約	金額が <u>二百万円</u> を超えない契約
109頁中段 後ろから2行目	予定価格が <u>百万円</u> を超えないものであって	予定価格が <u>二百五十万円</u> を超えないものであって

〈地方整備局会計事務取扱標準細則〉

該当箇所	誤	正
244頁中段 後ろから7行目	予定価格が <u>一〇〇万円</u> を超えないとき又は変更後の予定契約金額が <u>一〇〇万円</u> を超えないときは	予定価格が <u>二五〇万円</u> を超えないとき又は変更後の予定契約金額が <u>二五〇万円</u> を超えないときは

↓裏面もご参照ください。

〈地方整備局会計事務取扱標準細則〉

該当箇所	誤	正
249頁下段 8行目	官署支出官及び分任支出負担行為担当官	官署支出官、契約担当官、分任支出負担行為担当官及び分任契約担当官
249頁下段 11行目	別表第九及び別表第一二	別表第九、別表第一一、別表第一二及び別表第一三
249頁下段 15行目	官署支出官及び分任支出負担行為担当官	官署支出官、契約担当官、分任支出負担行為担当官及び分任契約担当官

〈地方整備局（港湾空港）会計事務取扱標準細則〉

該当箇所	誤	正
317頁上段 後ろから7行目	予定価格が一〇〇万円を超えないとき又は変更後の予定契約金額が一〇〇万円を超えないとき	予定価格が二五〇万円を超えないとき又は変更後の予定契約金額が二五〇万円を超えないとき

〈地方運輸局等会計事務取扱標準細則〉

該当箇所	誤	正
336頁上段 3行目	予定価格が一〇〇万円を超えないとき又は変更後の予定契約金額が一〇〇万円を超えないとき	予定価格が二五〇万円を超えないとき又は変更後の予定契約金額が二五〇万円を超えないとき